

令和 8 年 10 月 8 日
経営支援課
内 線: 4458
外 線: 225-1525
担 当 者: 枝久保、瀬戸

「被災事業者再建支援補助金（令和 8 年 8 月大雨）」の公募開始について

令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により、被害を受けた事業者が行う施設・設備等の復旧に係る経費を支援する「被災事業者再建支援補助金（令和 8 年 8 月大雨）」の公募を開始しますので、お知らせします。

募集期間：令和 8 年 10 月 8 日（木）～ 11 月 20 日（金）

補助対象：令和 8 年 8 月大雨により被害を受けた石川県内に事業所を有する
中小企業・小規模事業者

補助上限：200 万円

※ R6 能登半島地震・R6 奥能登豪雨の被災事業者は、300 万円に引上げ

補助率：小規模事業者 2/3、中小企業 1/2

対象経費：被災した施設・設備等の復旧に係る経費（施設の修繕費、設備及び車両の修理費・購入費 等）

その他：発災から申請・交付決定までに事前着手した経費も補助対象

被災事業者再建支援補助金のご案内

令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた
事業用施設・設備等の復旧に要する経費を支援します

募集期間：令和8年10月8日(木)～11月20日(金)

**令和8年8月大雨の影響で、損壊・使用困難となった
施設・設備を復旧する(元に戻す)ための補助金です**

補助対象者

令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者

※被災したことの証明（市町が発行する被災証明等）が必要です
※補助事業完了日までに、事業継続計画（BCP）の策定が必要です

補助額・補助率

補助上限額 **200万円**

※R6能登半島地震又はR6奥能登豪雨の被災事業者は、
300万円 に引上げ

補助率 **2／3**（小規模事業者）、**1／2**（中小企業）

補助対象経費

被災した施設・設備等の復旧に係る経費

施設の修繕費、設備及び車両の修理費・購入費 等

※ 申請は、商工会または商工会議所で受付します。

着手済みの経費についても、適正と認められる場合には、
災害発生日（令和8年8月27日）まで遡及適用

補助対象経費

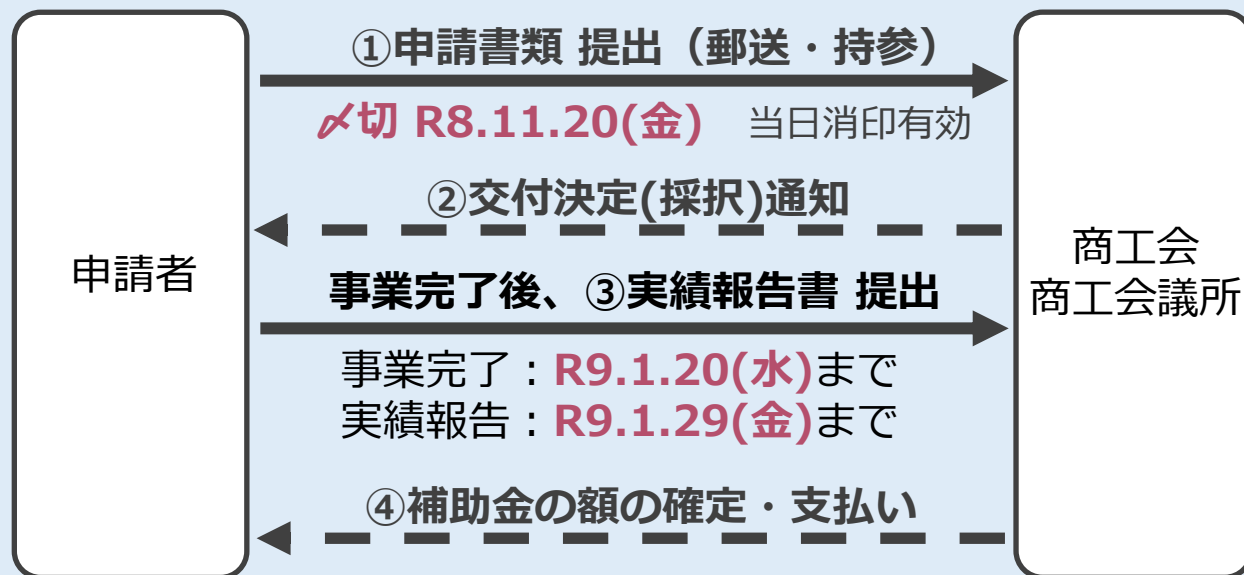
✓ 施設の復旧

- 施設の**修繕費用が対象**です（建替に要する費用は対象外）。
- 補助対象となる施設は、原則、**登記または資産計上**されているものに限りです。

✓ 設備・車両の復旧

- 修理が原則ですが、設備等が修理不能の場合は、**入替(購入)が可能**です。
- 元のものよりも、**高機能・高性能の設備等への入替も可能**です。
ただし、**元に戻すために必要な経費(修理費または同等機能の設備等への入替費)が補助上限**となり、それを超える分は自己負担となります。
- 補助対象となる設備等は、原則、**資産計上**されているものに限りです。

事業の流れ



お問合せ先

石川県経営支援課	076-225-1525	中能登町商工会	076-204-6836
石川県商工会連合会	076-268-7300	宝達志水町商工会	076-204-6832
羽咋市商工会	076-204-6829		

※上記問い合わせ先に記載のない商工会・商工会議所でも、対応いたします。
※申請書類は、商工会または商工会議所にご提出ください。